第 13 条

1) 本規則に記載されていない事項については、2008JMRC 関東ジムカーナシリーズ共通規則書及び JAF 国内競技規則及び 2008JMRC 新潟ジムカーナシリーズ開催要項に準拠する。

2) 本大会特別規則書と JMRC 関東ジムカーナシリーズ共通規則との重複する項目については本大会特別規則書を優先とする。

3) 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、公式通知によって示される。